各務原市総合事業 指定事業者 御中

各務原市高齢福祉課

# 令和6年4月1日からの「介護予防・日常生活支援総合事業」 (総合事業)の単位・加算事業などについて

平素は市の介護保険行政につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 令和6年度介護報酬の改定に伴い、総合事業の単位・加算事業について、別紙のとお り変更しますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

記

- 1 総合事業の単位の変更 《 資料 1 参照 》
- (1) 現行で規定するサービスについて
- (2) 基準(案)で新たに提示されている加算について
- (3) その他の変更 《 資料 2 参照 》
  - ・業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入について
  - 高齢者虐待防止の推進
  - 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
  - ・同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し
  - 介護職員の処遇改善
- 2 コードの変更
- 3 総合事業の問い合わせ先について

【問い合わせ】

各務原市高齢福祉課地域包括ケア推進係

担当:宇佐見、高場

電話:058-383-2124(直通)

Fax : 058-383-6365

別 紙

# 1. 総合事業の単位の変更 《 資料 1 参照 》

### (1) 現行で規定するサービスについて

訪問介護相当サービス ⇒基準(案)と同様の単位に改定

訪問型サービス A ⇒現行のまま(今後、サービス事業者協議会と検討)

通所介護相当サービス ⇒基準(案)と同様の単位に改定

通所型サービス A ⇒現行のまま(今後、サービス事業者協議会と検討)

介護予防ケアマネジメント 438 単位⇒442 単位

#### (2) 基準(案)で新たに提示されている加算について

加算に関する必要書類などについては、市ウェブサイトに掲載します

市ウェブサイトトップページ > くらし・市政 > 事業者向け情報 > 介護保険

> 地域支援事業について >指定事業所の加算の届出について

https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009190/1009195.html

### (3) その他の変更 《資料2参照》

#### 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入について

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続 計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。(経過措置1年間)

#### 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

#### 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

### 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

#### 介護職員の処遇改善(令和6年6月施行)

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

### 2. コードの変更

国からコードの設定が示されて確実になった段階で、令和6年4月1日以降に運用 していくコードを作成し、市ウェブサイトへ掲載します。

市ウェブサイトへの掲載は、4月第2週ころを予定しています。

市ウェブサイトトップページ > くらし・市政 > 事業者向け情報 > 介護保険

- > 地域支援事業について > 介護予防・日常生活支援総合事業
  - > 指定事業所の指定について 【見出し】総合事業単位数マスタ登録について

https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009190/1009192.html

### 3. 総合事業に関する問い合わせ先について

総合事業を担当する課・係は以下のとおりです。

総合事業 業務の内訳	担当
事業対象者 判定事務	介護保険課・介護認定係
	(058–383–1970)
事業所の指定及び書類の届出	介護保険課・施設指導係
に係る事務	(058–383–2067)
総合事業の全般	高齢福祉課・地域包括ケア推進係
	(058-383-2124)